

第三十三回

大津町農業委員会

令和八年三月十日

第 3 3 回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 1 0 日（火） 9：30 から 1 0：4 2

2. 場 所 大津町役場 2 階 町民協働ルーム

3. 出席農業委員（11 人）

2 番 東 一夫	3 番 西村 千香	4 番 藤本 勝昭
5 番 宮崎 京子	6 番 宮崎 恵美	7 番 府内 公生
8 番 岩本 勝	9 番 今村 太	1 0 番 大村 礼美
1 1 番 荒木 博文	1 2 番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員（2 人）

1 5 番 永田 陽一 1 6 番 松永 富幸（途中退席）

4. 欠席農業委員（1 人） 1 番 古庄 廣継
欠席推進委員（2 人） 9 番 石原 龍二 1 1 番 和田 勇一郎

5. 議事日程

日程第 1	開 会
日程第 2	議事録署名委員の指名
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の意見について
日程第 7	議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見について
日程第 8	議案第 5 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見について
日程第 9	議案第 6 号 大津賃借料情報の公開について
日程第 1 0	議案第 7 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和 8 年 3 月 1 0 日 第 3 3 回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりましたので皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和 8 年 3 月、第 3 3 回定例総会を開会いたします。

事務局 ありがとうございます。

日程第 1、開会。開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員の過半が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第 2、議事録署名委員の指名です。3 番 西村千香委員と
4 番 藤本 勝昭委員をお願いします。

日程第 3、会期の決定についてです。お諮りします。3 月の第 3 3 回定例総会は、本日 1 日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。3 月の第 3 3 回定例総会は本日 1 日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第 4、議案第 1 号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条に係る申請についてご説明いたします。議案書は 1 Pをお願いします。

農地法 3 条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

定例総会において、調査書の第2項第1号から第6号により判断しております。

3条の1、調査書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内にある農地1筆です。

申請理由は、親子間の贈与による所有権の移転です。緑化木の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

申請の内容は、杉水地内の畑1筆、3, 174㎡について親子間での贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人は、父親である譲渡人とともに杉水に在住しています。つつじの栽培及び販売を中心とした父の経営する農地所有適格法人に勤務し、経営のノウハウを継承中です。

農業機械等は父の保有する機械を使用貸借契約書に基づき使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の1、贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の2、調査書は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字矢護川地内にある農地2筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。飼料作物の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、矢護川地区ですの
で、今村委員から説明をお願いします。

今村委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字矢護川地内の農地です。
申請の内容は、矢護川地内の田2筆1, 000㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は農業法人です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまっ
たため、申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
矢護川地区担当は永田推進委員です。今回の申請についてご意見等はござい
ませんか。

委員意見 ございません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

3条の2、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の3、調査書は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字高尾野地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。栗の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区担当の
古庄委員が本日欠席のため私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字高尾野地内の農地です。
申請の内容は、高尾野地内の畑1筆1, 895㎡について売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため
申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
高尾野地区担当は、和田推進委員に代わり現地担当の宮崎京子委員です。今回
の申請についてご意見等はございませんか。

宮崎委員 特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の3、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 3条の4、調査書は4 P、申請地見取図は7 P～8 Pをお願いいたします。
申請地は大字高尾野地内にある農地1筆です。
申請理由は、売買による所有権の移転です。甘藷の栽培を予定されており、
周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。
調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、高尾野地区担当の
古庄委員が本日欠席のため私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字高尾野地内の農地です。
申請の内容は、高尾野地内の畑1筆3, 5 5 5 m²について、売買による所有権
の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまった
ため申請に至りました。
農業機械等は、所有するトラクターなどを使用することとなっています。
労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
高尾野地区担当は、和田推進委員に代わり現地担当の宮崎京子委員です。今回
の申請についてご意見等はございませんか。

宮崎委員 特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

3条の4、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして、3条の5について事務局の説明を求めます。

事務局

3条の5、こちらは先月の第32回定例総会で継続審議となった案件となります。調査書は5P、申請地見取図及び打ち合わせ記録については机上にお配りしているA4用紙をお願いいたします。

申請地は大字室地内にある農地1筆です。

申請理由は、いところ間の贈与による所有権の移転です。

先月の第32回定例総会では、今後、譲受人自身が作付けされるかが定かでないということから継続審議となりましたが、熊本県に確認したところ、許可後すぐ他人に貸し出すことは、明文規定がないことから禁止されているわけではないことを確認しました。ただし、3条許可は「自ら耕作すること」が前提要件としてあることから、相当な理由について打ち合わせの中で確認しました。

打ち合わせ記録の「譲受人からの聞き取り」の欄に記載のとおり、現所有者は県外在住で管理できないこと、これまで管理していた譲受人の母は作付けしなくなったこと、付近に居住する自身が管理するしかないが農機具を所有していないこと、以上の理由から昨年から人參を作付けしている菊陽町の農家に貸したいとのことでした。

今後人參の栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので、岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員

現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は大字室地内の農地です。

申請の内容は、室地内の田1筆390㎡について、いところ間での贈与による所有権の移転を行うものです。譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人

双方で贈与の話がまとまったため申請に至りました。

耕作は菊陽町の法人が行い農業機械等は、自社で所有するトラクターなどを使用することとなっています。

労働力、営農技術も問題ないと思われます。

また、令和8年2月19日に行われた打ち合わせに参加し、詳細について理解しました。

前回の現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 石原委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

荒木委員 県への確認で、3条許可後に貸借するのは何ら問題ないということになったのですか。

事務局 何ら問題ないということではありません。3条許可は原則本人が作付けする場合に許可をするべきであります。しかし、具体的に許可後の貸借を禁止とする明文規定がないことや、打ち合わせの中で所有権移転後に貸借せざるを得ない理由があることを確認し、事務局としてはやむなしと考えました。

岩本委員 公社売買により取得した農地を貸している話を以前事務局に話をしました。

事務局 公社売買による農地取得は、取得後に貸借することを禁ずる明文規定があるため、申請案件とは少し異なります。そちらに関しては慎重に進めている所です。

大村委員 許可後に利用権設定をしっかりといただければよいと考えます。

事務局 打ち合わせの際にも、許可を受けた場合には利用権設定を行うように伝えていきます。

会 長 他に意見等ございませんか。
(質問・異議なし)
それでは審議に入ります。許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)
賛成多数と認めます。

3条の5、継続審議案件の贈与による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回1件の申請がなされております。

4条の1、意見書(案)は6P、申請地見取図は9P～10Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は個人住宅です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、例外規定の「集落接続」に該当し、転用は可能です。

既に個人住宅として利用していることから、農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明いたします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字杉水地内で、人権啓発福祉センターの西約650mに位置する農地です。

申請の内容は個人住宅です。昭和37年ごろから、前所有者であった父が農地転用許可を受けずに、申請地を宅地として使用していたことが相続により判明したことから、今回の申請となりました。

申請地の隣接地には、農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は松永推進委員ですが途中欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡があつております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

荒木委員 畑がすでに宅地になっていたということですか。

事務局 昭和３７年ごろに前所有者が建てた家屋が熊本地震により全壊し、その後、現在のプレハブ小屋が設置されました。昭和３７年ごろから宅地となっていたようです。

西村委員 畑に戻す予定はあるでしょうか。

事務局 今後の利用について、現地調査時に申請人から聞き取りましたが、畑に戻したり新たに家を建てるという予定はなく、現状のまま管理していくとのことでした。

会 長 他に意見等ございませんか。
(質問・異議なし)
それでは審議に入ります。許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)
賛成多数と認めます。

４条の１、個人住宅への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第６、議案第３号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されました。

これに先駆けて、令和6年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第3号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明します。

議案書は3P～9Pとなります。

今月の申請は17件で、その内一括方式が15件、再配分が2件となります。

申出書面積の合計は131,001㎡(約13町1反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定のに基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

(2～3分程)

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画(案)について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第3号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)については、これを決定し、中間管理機構

へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第 7、議案第 4 号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見についてご説明申し上げます。議案書は 10P となります。

令和 7 年 4 月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は 1 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。譲受人の規模拡大に伴い、農業公社から買い入れる計画です。

申出書面積の合計は、1, 584㎡、対価の合計は 306, 000 円です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）については、原案どおり承認・決定とし公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第 8 議案第 5 号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見についてご説明申し上げます。議案書は 11P となります。
基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき市町村が定める「農業の将来ビジョン」です。国が基本要綱を定め、それを受けて県が方針を定め、市町村が基本的な構想を定めるという 3 層構造となっています。
今回の改正の主な内容としましては、「認定農業者の目標基準の改正」、「新たに農業を営もうとする者の確保における目標の改正」、「経営基盤強化促進法による利用権設定に関する文言の削除」となります。
改正に当たっては、同法施行規則第 2 条及び第 6 条の規定により「市町村は農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならない」とされていることから、農業委員会としての意見をまとめる必要がございます。
これより、町長部局の農政課から詳細について説明させていただきます。

(農政課説明)

会 長 農政課の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。議案第 6 号についてご意見・ご質問等はございませんか。

荒木委員 所得 450 万円も達成するのが大変な数字だと感じます。

農政課 ハードルが高く感じられると思いますが、熊本県では稼げる経営体育成を推進していることから、他産業並みの所得を目指そうと設定したものです。

荒木委員 令和 6 年度で 20 人が新たに就農されたということですか。

農政課 新規就農の期間は 5 年間となっており、令和 6 年度時点で 20 人の方が新規就農者としておられたということです。また、熊本県全体の新規就農者数が今年度になり初めて 400 人を下回りました。新規就農者の確保が難しいと県も考えておりますが、将来の農業の担い手として新規就農者は重要な存在であり、町としましても新規就農者の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

大村委員 新規就農者の確保数の目標が達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。

農政課 目標未達成でもペナルティ等はありませんが、新規就農者数を確保したいという県の考えに賛同する形で、町としましても高めの目標を設定して様々な施策を進めていきたいと考えております。

荒木委員 新規就農者確保のために、町独自で具体的な施策は何かありますか。

農政課 令和6年度から、認定農業者及び新規就農者を対象としてスマート農業補助金を町独自で実施しております。また、国の事業に関する情報発信を行い、町単独で行えるものがあれば検討していきたいと考えています。

会 長 他にございませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、本日の各委員の意見に加え、事務局と協議し、農業委員会としての意見を取りまとめたものを町当局に提出することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数と認めます。

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に対する意見につきましては、農業委員会の意見を町当局に提出します。

続きまして日程第9 議案第6号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第6号 大津町賃借料情報の公表についてご説明申し上げます。

平成21年の農地法改正に伴い、それまで貸し借りの目安とされてきた「標準小作料」が廃止され、貸し借りに伴う料金は「賃借料」と定義されました。

改正後の農地法第52条の規定に基づき、農業委員会は暦年(1月～12月まで)の実勢の賃借料を集計し、情報提供することが義務付けられました。

議案書は12Pをお願いします。

こちらが令和7年1月から令和7年12月までに公告された賃貸借における賃借料の集計結果になります。

平均値の算出方法としましては、年間の賃貸借全データの平均値を算出し、その平均値の前後70%を超えるデータを削除します。残ったデータの中での平均額、最高額、最低額を公表することになります。

農地の区分は各農業委員会によって異なりますが、大津町の場合は圃場整備実施、未実施の別を基準に、田の部、畑（普通畑）の部、畑（飼料畑）の部の3区分としております。

議案書の13Pは参考資料として10a当たり賃借料水準の過去5年間の推移を示しております。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。そのため、実際の契約の際には貸し手と借り手の両方で協議したうえで契約を締結していただくことになります。

以上、説明を終わります。

会 長 説明が終了しました。ご質問・ご意見は、ございませんか。

岩本委員 自分が賃借している農地ですが、米を賃借料として所有者に納めています。

荒木委員 米など物納については、賃借料の算定に含めていないのですか。

事務局 含めておりませんが、先ほどの岩本委員の話を聞きながら、相場の金額を確認し、来年度以降は含めることは可能かと考えております。

荒木委員 その場合、カントリーが買い取る金額を算定根拠とするのが望ましいと考えます。

事務局 検討します。

大村委員 日当たりが悪いなど条件によって賃借料が低い農地もあります。今回の賃借料情報はあくまで基準の公表なので、問題ないと考えました。

会 長 他に意見等ございませんか

（意見・質問なし）

それでは、大津町賃借料情報の公表について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。

議案第6号 大津町賃借料情報の公表については、これを決定することとします。

続きまして日程第10 議案第7号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)

お手元に配布しております「R8. 3. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・ 4月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR8. 4. 3 (金) 午前9時00分～ 2階 町民協働ルーム)
- ・ 4月の定例総会予定について
(案はR8. 4. 10 (金) 午前9時30分～ 3階 会議室302AB)
- ・ 令和7年度大津町「地域計画」の変更(第4回目)に係る意見聴取について
- ・ 毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について(お願い)
- ・ 令和7年度先進地研修について(報告)

会 長 他にございませんか。何ものなければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和8年3月の第33回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和8年3月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 虎夫

議事録署名委員 藤 本 勝 昭

議事録署名委員 西 村 千 香